

議事事項 2

活用促進景観資源の運用方針(案)について

札幌市景観計画における位置づけ

理念

北の自然・都市・人が輝きを織りなす美しい札幌の景観を創り上げる

目標

- ① 札幌固有の景観特性と街の成り立ちを尊重し、秩序と調和のある景観づくり
- ② 地域の個性が際立ち、多彩な輝きを放つ景観づくり
- ③ 多様な主体がつながり、持続的に取組を重ねる景観づくり

届出・協議による景観誘導

景観資源の保全・活用

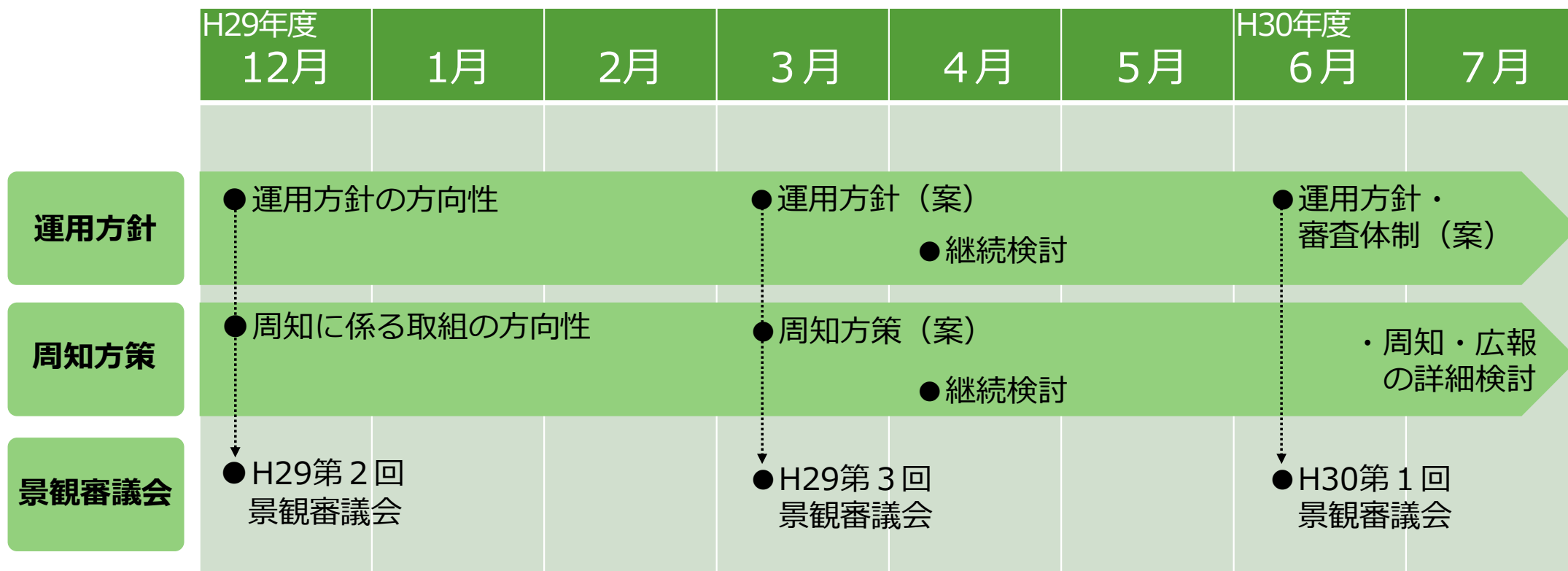
地域ごとの
景観まちづくりの推進

景観形成に関する普及啓発

本市における景観資源保全・活用に関する制度の概要

制度の名称	根拠法令	登録等の種類	指定登録状況	制度の主な特徴
景観重要建造物	景観法	指定	2件	<ul style="list-style-type: none"> ・現状変更する場合には、市長の許可が必要 ・技術的支援や外観の維持・保全のための改修工事等にかかる費用の一部助成
景観重要樹木	景観法	指定	0件	
札幌景観資産	札幌市景観条例	指定	26件	<ul style="list-style-type: none"> ・現状変更する場合には、市長への届出が必要 ・技術的支援や外観の維持・保全のための改修工事等にかかる費用を一部助成
活用促進景観資源	札幌市景観条例	登録	—	<ul style="list-style-type: none"> ・現状変更に対する制限なし ・助成制度なし

活用促進景観資源に関するこれまでの審議等



昨年度の景観審議会（第3回）で頂いたご意見

運用方針・審査体制に関すること

- ・ 審査基準が曖昧である。
- ・ 担当者の異動などにより、審査の質が低下してしまうのではないか。

運用後の公開に関すること

- ・ 公開後には不特定多数の人が訪れる可能性があるため、所有者や地域の皆さんへの周知が必要。
- ・ 公開情報として、個人宅などの場合ビュースポットとして捉えても良いのか。

周知・広報に関すること

- ・ 一般市民が自らアプローチせず目につけることができるような周知方策を考えるべき。

運用方針（案）について

前回の景観審議会で提示した運用方針（案）

景観重要建造物、景観重要樹木又は札幌景観資産以外のもので、次の各号のいずれかに該当し、**良好な景観の形成上、価値がある**と認めるものを、活用促進景観資源として登録します。

- (1) 建築物
- (2) 建築物以外の工作物
- (3) 樹木
- (4) 風景
- (5) その他（河川、地形、道路、土木構造物、公園・緑地、碑・像など）

→ 良好な景観の形成上価値があるものとは

誰もが見ることのできる場所や状況にあり、次の(1)と(2)の両方に該当するものとします。

(1) 景観計画の理念や目標等を踏まえた事柄のうち、いずれか1つ以上に該当するもの

(2) 札幌（北国）らしさを感じる事柄のうち、いずれか1つ以上に該当するもの

- ① 市や地域にとって**象徴的なもの**であること
- ② 市や地域の**歴史性**が感じられるものであること
- ③ 景観を良くする**活用・活動への発展性**があること
- ④ 地域等の**共感**が得られること
- ⑤ **コミュニティとの結びつき**があること



札幌（北国）らしい

- ① 季節
- ② 気候
- ③ デザイン
- ④ 色彩
- ⑤ とき
- ⑥ 人の気質
- ⑦ 人の営み

を感じることに

運用方針の「曖昧さ」への対応

① 登録の基本的な考え方を整理

- 関係者間の認識の共有化を図るため、登録の基本的な考え方を整理

② 運用方針（案）の再整理

- 登録の基本的な考え方やこれまでの議論を踏まえ、運用方針（案）を再整理

③ 審査・登録体制の再整理

- 審査・登録の流れの中に、札幌市以外の意見を反映させる場を設定

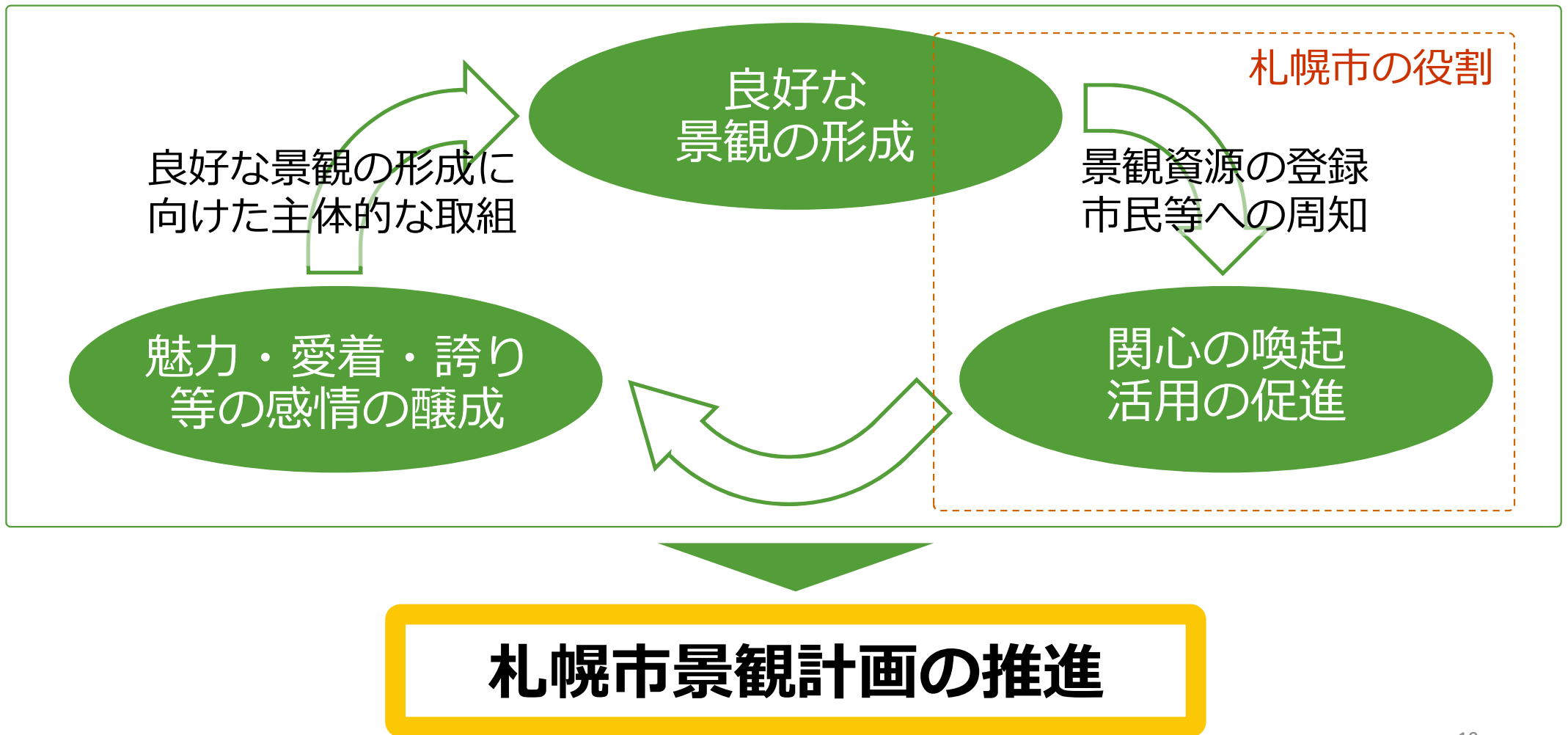
① 登録の基本的な考え方の整理

活用促進景観資源の登録の基本的な考え方

成熟した都市において景観の魅力を高めていくためには、受動的・保守的に秩序と調和のある都市景観を維持するだけでなく、景観を構成する要素を幅広くとらえ、能動的・創造的に都市の魅力・活力を向上させるための施策を講じていくことが重要です。

このことを踏まえ、札幌市は、良好な景観の形成上、価値があると認められるものを市民等に広く周知することで、市民等の関心を喚起するとともに、その活用を促進し、もって札幌市景観計画の推進に資することを目的として、活用促進景観資源を登録します。

① 登録の基本的な考え方の整理



② 運用方針（案）の再整理

景観重要建造物、景観重要樹木又は札幌景観資産以外のもので、次の各号のいずれかに該当し、
良好な景観の形成上、価値があると認めるものを、活用促進景観資源として登録します。

- (1) 建築物
- (2) 建築物以外の工作物
- (3) 樹木
- (4) 前3号に掲げるものが一体を成している区域
- (5) その他（河川、地形、活動など）

「風景」から文言を変更

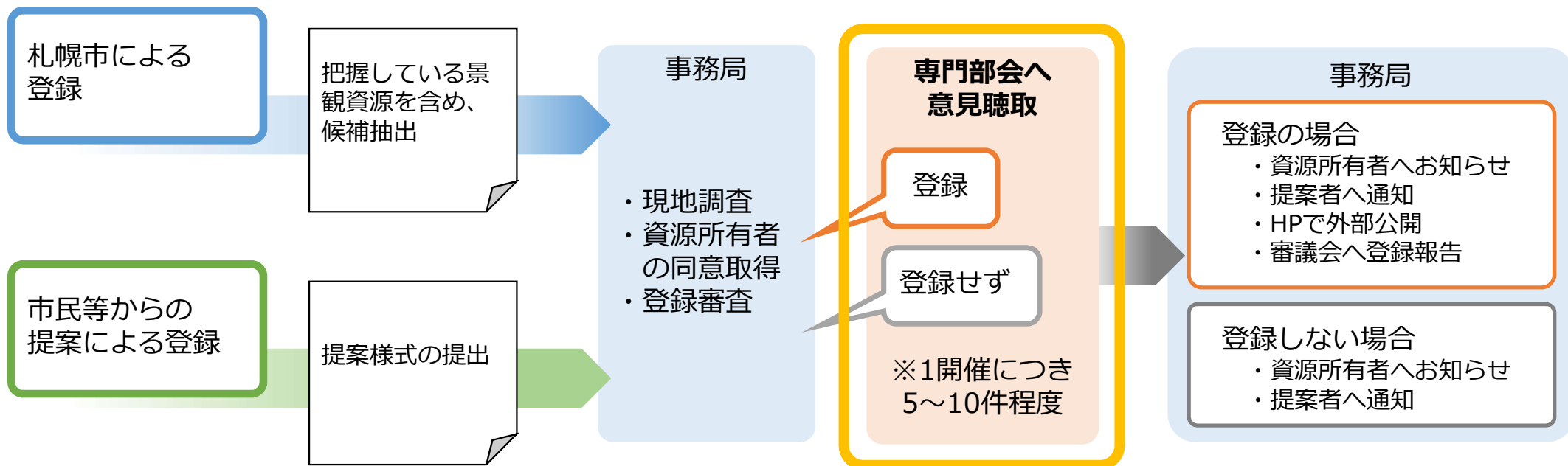
→ 良好な景観の形成上価値があるものとは

誰もが見ることのできる場所や状況にあるもので、かつ、札幌市景観計画の目標を踏まえた次のいずれかに該当するもの

- ① 札幌固有の景観特性や街の成り立ちを裏付けるものなど、「札幌固有の景観特性と街の成り立ちを尊重し、秩序と調和のある景観づくり」をあらわすものであること
- ② 地域の歴史や暮らし、街並みなどの特徴を象徴するものなど、「地域の個性が際立ち、多彩な輝きを放つ景観づくり」をあらわすものであること
- ③ 市民、事業者、行政などが関わり合いながら創り上げられたものであるなど、「多様な主体がつながり、持続的に取組を重ねる景観づくり」をあらわすものであること

③ 審査・登録体制の再整理

登録の流れ



活用促進景観資源の登録にあたり
公平性や客観性を持って制度運用を行う必要がある。

札幌市景観審議会に、活用促進景観資源の登録に係る
意見聴取を行う専門部会の設置を検討。
(年間1~2回、審議会に先立ち開催)

③ 審査・登録体制の再整理

専門部会の位置づけ

公平性や客観性を持って制度運用を行うことを目的とし、活用促進景観資源の登録に際し、景観審議会への意見聴取。

活用促進景観資源を登録しようとするときは、札幌市景観審議会に意見を聴くことができる。

札幌市景観条例 第41条の2第3項

特定事項の審議であり、かつ審議会の効率的な運営を行うため、専門部会を設置。

特定の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

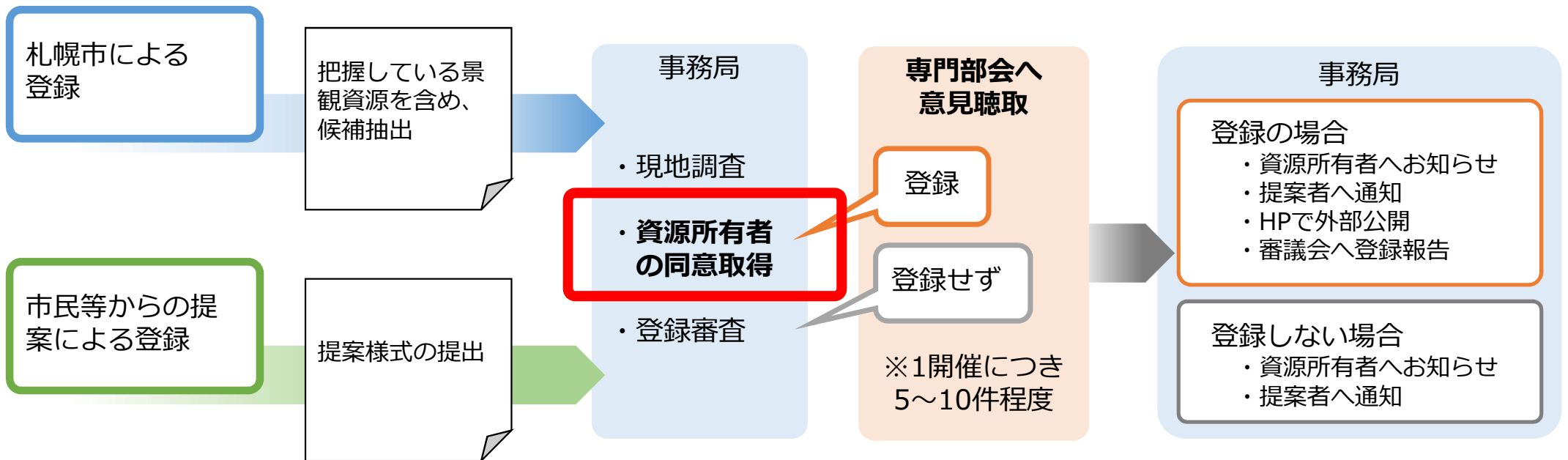
札幌市景観条例 第45条第9項

登録前の案件を審議するため、専門部会は非公開で行うことを想定します。

登録候補の資源所有者への 説明について

登録にかかる所有者同意の取得

登録の流れ



札幌市景観条例 第41条の2第2項

市長は、活用促進景観資源を登録しようとするときは、その所有者等その他これに類する者（「資源所有者」という。）の同意を得なければならない。
ただし、資源所有者が特定できない場合は、この限りではない。

活用促進景観資源の登録による影響

市公式ホームページでの公開

不特定多数の方の目に触れ、人の往来が増える

影響（良いこと・悪いこと）について、説明が必要

資源
所有者

周辺住民
(情報提供)

資源所有者への主な説明の内容

- 札幌市の景観施策・当制度の意義
- 登録候補に選ばれた理由
- 登録後（公開後）の影響



資源所有者の登録資源に対する愛着が高まる



自発的な維持管理・保全の意識醸成へつながる

資源所有者への説明項目（案）

- ①活用促進景観資源の登録制度の概要
- ②登録候補に選ばれた理由
- ③登録によるメリット
- ④維持管理義務について
- ⑤公開する情報
- ⑥登録後に想定される影響
- ⑦公開にあたっての条件
- ⑧登録手続きの流れ・スケジュール
- ⑨市との情報共有について

これらを説明したうえで、
・登録は資源所有者の同意を得て行うもの
・強制するものではないこと
について説明し、資源所有者の意向を確認する。

説明資料のイメージ

札幌市の活用促進景観資源の登録制度（概要）

制度概要記載

活用促進景観資源の登録とは

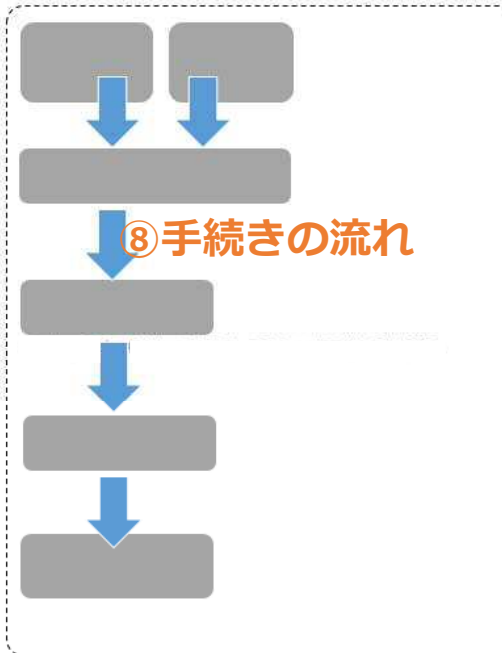
① 制度の概要

② 登録候補に選ばれた理由

登録によるメリット

③ メリット

登録までの流れ



登録の取り消しについて

⑨ 市との情報共有

登録物件の維持管理義務等について

④ 維持管理義務

公開情報について

⑤ 公開する情報

⑥ 登録後の影響

⑦ 公開にあたっての条件

その他

⑨ 市との情報共有

（連絡先）
札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課
〒060-0611 札幌市中央区北1条西2丁目
電話：011-211-2454 FAX011-211-5113
メール：kaihan.city@sapporo.jp
HP：●●●●

スケジュール

活用促進景観資源 今後のスケジュール（案）

平成30年度

平成31年度

